

令和6年能登半島地震に係る転入学の特別措置の手続きについて

高知県教育委員会

1 転入学の希望者からの申請

- 転入学の希望者（以下「志願者」という。）が、転入学願書（様式第1号）を高知県教育委員会事務局高等学校課（以下「高等学校課」という。）に提出する。
- 高等学校課が面接日を決定し、志願者に連絡する。

2 面接

- 高等学校課で面接を実施する。
- 面接は、志願者と保証人同伴で行う。なお、保証人は、高知県在住の成人で、保護者又は身元引受人となる者とする。
- 本人の学習状況や住居地の被災状況等については面接で聞き取りを行い、被災状況等聞取書（様式第2号）として、転入学先の高等学校を決定する資料とする。

3 転入学先の高等学校の通知

- 転入学先の高等学校は、高知県教育委員会が面接や資料等に基づき総合的に判断して決定する。
- 転入学先の高等学校の決定に当たっては、高知県での居住地から通学できる高等学校を基本とするが、在籍していた高等学校に連絡を取るなどの調査を含め、総合的に判断して決定するものとする。

4 転入学先の高等学校の通知

- 高等学校課は、志願者及び保証人に審査結果を通知する。
- 高等学校課は、転入学先の高等学校長に転入学の決定について通知する。
- 高等学校課は、在籍していた高等学校及び所管の教育委員会に転入学の決定について通知する。
- 転入学先の高等学校は、志願者及び保証人に、高等学校での事務手続について連絡する。

5 転入学後の各種書類

- 転入学先の高等学校は、志願者が在籍していた高等学校と連絡を取り合い、必要な書類の受け渡しを行うこととする。
- 転入学の決定後、志願者が在籍していた高等学校から転入学先高等学校に、次の書類を送付してもらうこと。
 - ①在籍証明書
 - ②成績証明書
 - ③単位修得証明書
 - ④教育課程表
 - ⑤高等学校生徒指導要録の写し
 - ⑥高等学校の健康診断票
 - ⑦独立行政法人 日本スポーツ振興センター加入証明書
- 被災等の理由により書類が整わない場合は、学校間で柔軟に運用することとする。